

府政防第 1231 号
令和 2 年 6 月 1 日

各都道府県〔災害ボランティア担当主管部（局）長〕 殿
〔防災担当主管部（局）長〕

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）

**新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において
効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について**

平素より、防災行政の推進にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、災害発生時には、被災地の内外からボランティアが駆け付け、行政の手の届かない様々な被災者支援活動を行うなど、ボランティアは被災地の復旧・復興、被災者の生活再建において重要な役割を果たしております。被災地では、こうしたボランティア活動が円滑に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO 等の支援団体が連携・協働して、支援団体間での情報共有や活動調整、災害ボランティアセンターの設置・運営など、ボランティアの活動環境を整備することが重要です。また、防災基本計画においても NPO・ボランティア等との連携体制の構築及び災害ボランティアの活動環境整備を図ることが求められているところです。

一方で、新型コロナウイルスの感染が懸念される現下の状況においては、ボランティア活動によって感染が拡大することのないよう特に留意することが必要であり、本年 6 月 1 日、ボランティア活動の調整や支援等を行う NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）から、『新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO 等の災害対応ガイドライン』が示されたところです。

本ガイドラインでは、感染拡大防止の観点から、広域からボランティアや支援団体が被災地に入り支援する従来のやり方を行わず、基本的に被災地域の地元や近隣からのボランティア等により支援活動を行うこと、支援活動を行うに当たり感染症対策を確実に行うこと等が示されていますが、このように活動人員等に制約のある条件下で支援活動が効果的に行われるためには、行政、社会福祉協議会、NPO 等の支援団体がなお一層連携して支援活動の調整等を行うことが重要です。

つきまして、上記ガイドラインを添付いたしますので、貴都道府県及び管下の市区町村におかれては、上記の内容を十分ご承知いただき、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、現下の状況で災害が発生し、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るなどの新型コロナウイルス感染症対策を講ずる場合、ボランティアに避難所運営支援を依頼するなどボランティアの支援を多く受けることも想定されます。そのような際にボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要な費用等、地方公共団体が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であることを、所管する内閣府地方創生推進室に確認済みです。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

※ 以上については、貴都道府県より管下の市区町村に対しても周知をお願いします。市区町村への周知については、貴都道府県の防災担当部局から各市区町村の防災担当部局へ周知いただき、その後、市区町村内で災害ボランティア担当部局等に周知していただきますようお願いいたします。

- ※ 「防災基本計画」 第2編 第3節3（2）防災ボランティア活動の環境整備
- 市町村（都道府県）は、・・・NP0・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
 - ・・・日本赤十字社、社会福祉協議会及びNP0等との連携を図るとともに、中間支援組織（NP0・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）付
諸留（もろとめ）補佐・横田・江川
TEL：03-3502-6984（直通）
E-mail：norio.egawa.h6n@cao.go.jp

新型コロナウイルスの感染が
懸念される状況における
ボランティア・NPO等の
災害対応ガイドライン



1. ガイドライン作成の背景と主旨

2. これまでの災害対応とは大きく異なる点

3. 基本方針

4. 災害ボランティアセンター／一般ボランティアについて

5. NPO等の支援組織について

6. 現地での支援を行う際の準備（支援を行う必要がある場合のみ）

7. 災害が発生した場合の相談

1. ガイドライン作成の背景と主旨

新型コロナウイルスの影響下（感染が懸念される状況下）において自然災害が起きた場合、これまでの災害支援で行われていた「全国から・迅速に・短期集中」で現地に駆けつけるといった支援のあり方を見直す必要に迫られています。多くのマンパワーを要する活動、サロン活動など被災者と会話しながら行われる活動などこれまで推奨されていた支援が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、慎重に対応すべき要素が多く、これまでの支援の常識が当てはまらなくなっています。

スフィアハンドブック（人道憲章と人道支援における最低基準）においては、災害の影響を受けた人びとには、
※1

尊厳ある生活を営む権利や支援を受ける権利があること、災害による苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならない、といった基本理念が示されています。また、権利保護の原則として、人びとがニーズに応じた支援を差別なく受けられることや、支援者が人びとを危険にさらさないためにリスクを軽減させることも掲げられています。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響下では、「支援者が感染を広げないこと」、「支援者の安全を確保すること」を遵守しつつ、被災者の命と暮らし、尊厳を守るため、必要な支援をどうやって行うかが、大きな課題となっています。本来、ボランティアやNPO等の支援は自らの自由な意思で行われるものでありますが、感染拡大防止の観点を加味したルールを自発的に課し、支援者全体に対しても理解を求めつつ、行政・社会福祉協議会・NPO等の多様な支援者間の連携（三者連携）を進めていくことで、この難しい課題に対応していきたいと考えています。

本ガイドラインは、これまで災害時に自発的に支援を行ってきたボランティア・NPO企業等の方々および新たに災害時の支援を検討される「支援者」を対象に、新型コロナウイルス影響下での災害対応の判断基準となる指針を示すとともに、行政等の関係者への周知を進めるためにJVOADと関係する団体の皆様（巻末にリスト）とともに議論を重ね作成されています。本ガイドラインは強制力があるものではなく、また、地域ごとにも感染状況等が異なることから、各地においてどのような対策をとるか、検討を進められるうえで参考になればと思っています。

※状況が刻々と変化する中、必要に応じて内容を更新していきます。

※1 スフィアハンドブック < https://jqan.info/sphere_handbook_2018/ >

2. これまでの災害対応とは大きく異なる点

新型コロナウイルスの影響により、これまでの災害時の支援の状況とは大きく異なります

支援を行うにあたって、装備、保険、活動への制約など、新たに気を付ける主なポイントは以下の通りです

新たに気を付ける主なポイント

- 被災地で支援をすることで感染の拡大につながる可能性がある
- 支援者と被災者を守るため、感染防止のための新たな装備を検討する必要がある
- マスク、消毒液などの入手が難しい状況下での支援を強いられる
- ボランティア保険等についても、対象になるのか確認が必要になる
- 多数による支援、三密（密閉、密集、密接）になる活動を避ける必要がある
- 住民と接する活動は慎重に検討する必要がある
- 被災地で活動をすることで、風評被害を受ける可能性がある

3. 基本方針

新型コロナウイルス影響下におけるボランティア・NPO等の災害対応の基本方針は、以下の通りとします

1 被災した地域への支援は、地元の意向に配慮することを前提に対応を考える

2 支援は、被災した地域内での対応を中心に考え、
原則として外部からの人的支援は遠隔での対応が主体となる

3 現地災害対策本部／行政等からの要請などがある場合、
現地での支援に必要なノウハウをもった支援者が被災地で活動を行うことがある

(災害の規模等により、現地からの要請ができない状況に陥った場合や、
地域内の共助《助け合い》の能力を超えた場合においても、現地入りを行う
可能性がある)

※本ガイドラインでの「地域」とは、都道府県域との意味合いが強いですが、
状況により市町村域として捉えられる場合もあります。

4. 災害ボランティアセンター／一般ボランティアについて

全国社会福祉協議会より、以下の指針が示されています。災害ボランティアセンターについては、

「広域に幅広くボランティアの参加を呼びかける災害ボランティア活動は行うべきではない」としています

独自の判断で被災した地域に入ることは感染の拡大にも繋がりがねません

一般のボランティアの皆様には、被災地域の災害ボランティアセンターの情報を必ず確認してください

災害ボランティアセンターの運営

新型コロナウイルスが蔓延している状況においては、

- 1 被災地域にウイルスを持ち込む恐れ
- 2 被災地域からウイルスを持ち帰る恐れ
- 3 被災者やボランティア同士の接触により感染を広める恐れ



などがある。

このため緊急事態宣言が発せられている期間はもとより、

感染拡大の懸念がある程度なくなるまでの期間については、

広域に幅広くボランティアの参加を呼びかける災害ボランティア活動は行うべきではない

ボランティアによる被災者支援活動を行う場合には、募集範囲を顔の見える近隣住民を中心に、

当該市町村域に制限することが適当である。

被災市区町村での対応が困難であり、近隣市町村域や県域にボランティア募集を拡大する場合は、

被災地域の住民の意見をふまえるとともに、市区町村行政や専門的な知見を有する者の意見を聞いて

判断することが求められる。なお、被災地域の住民から寄せられる支援ニーズには、ボランティアが対応するものだけでなく、行政や福祉関係者、事業者などが対応する内容のものも含まれる。

社会福祉協議会としてそうしたニーズの仲介機能を果たすことは当然である。

「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害VCの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」より

<https://www.saigaivc.com/>

5-1. NPO 等の支援組織について

NPO 等の支援組織についても、地域内の団体による活動が中心となることを想定しています

被災した地域の災害支援ネットワーク/災害対応を行っている中間支援組織（以下、中間支援組織等）が

発信する支援方針を必ず確認してください JVOAD では、中間支援組織等と発災前から連携を取り

支援方針などの情報共有ができる体制を整えていきます

※本ガイドラインの「中間支援組織等」とは、災害時の支援調整機能を持つ組織を指します

現地での活動に関しては、おおむね以下の対応を想定しています

先遣・調査

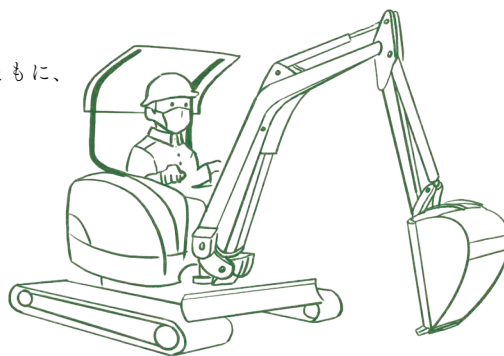
- 原則として、団体ごとに被害状況の確認などで被災地を回る活動は行わない
- 遠隔で得られる情報は、できるだけ現地に行かず収集することを基本とし、行政からの情報や現地災害支援の中間支援組織等からの情報収集に努める
（住家・施設等の被害状況、避難に関する情報、ライフラインの状況など）
- 被害状況によっては、現地から情報発信や支援要請が出せない場合も考えられるため、その場合は少数の経験者を中心に、慎重に調査チームを派遣することがある

※全国社会福祉協議会や災害ボランティア活動支援プロジェクト会議および JVOAD は、それぞれのネットワークを活かして、現地情報を集約し、支援関係者に情報提供することに努めます



支援活動

- 現地で必要とされる支援については、感染拡大につながらない対応をすることを前提に、現地の団体による対応を基本とする
- 支援を行う場合には、中間支援組織等に情報を確認するとともに、活動情報等の共有をお願いする
（共有方法については、中間支援組織から連絡できるように体制を整えます）
- 現地から外部支援の要請があった場合に、そのスキル・ノウハウを持った団体が、感染拡大につながらないことを前提として現地入りすることを検討する
（現地からの要請は、行政、災害ボランティアセンター、中間支援組織、住民組織等からが想定される）



※特に、避難所や要配慮者、被災家屋等への支援については、新型コロナウイルスの影響をうけ、より厳しい状況に陥ることも考えられます。

JVOAD 避難生活改善専門委員会、JVOAD 技術系専門委員会などの作成した資料を活用し、事前からノウハウの普及を進めるとともに、発災時には現地団体への必要な情報共有や、アドバイスを行える体制を整えます。また現地からの要請があった場合は、感染拡大につながらない対策を行うことを前提として現地に活動を行う場合があります。

（専門委員会の作成した資料については、JVOAD の HP から「専門委員会」のページをご参照ください）

5-2. NPO 等の支援組織について

情報共有会議

- 開催にあたっては、三密を避けるため、原則としてオンラインでおこなうことが推奨される
(開催のタイミング、参加者の呼びかけなどは、現地の中間支援組織等の判断となる)
- 情報共有会議では、被害情報など、NPO 独自で情報収集することが困難になるため
行政などからのタイムリーで詳細な情報提供が求められる
(特に、予定の情報や、途中経過などの情報も関係者間で共有できる体制が必要)
- NPO 等の支援団体の活動情報は、中間支援組織に集約されるように体制を整える
- 被害状況、被災者のニーズ、支援の状況などを情報共有会議で提供し
そこから見えてくる支援課題に対して、対応を協議する
(必要に応じて、課題解決のためのコアメンバーでの会議を設置する)
- 現地入りできない外部支援団体も情報共有会議に参加することで
これまでの知見・ノウハウを共有できるようにすることが望ましい
- オンラインで被災した地域同士をつなぎ、お互いの対応状況を共有し、知恵や工夫を支援に活かしていく

※行政とオンラインで会議を行うためには、相互に利用可能な環境の確認を行う必要があります。
活動情報の集約やオンライン会議のシステムをJVOAD等がサポートすることも想定しています。



行政等との調整

- 県や市町村との調整は、被災した地域の中間支援組織等が中心となって行うことを基本とする
- 市町村において、中間支援組織等が直接調整を行うことが難しい場合は
県などを通じて市町村行政との連携を図る
- 行政と中間支援組織等との調整のもと、必要に応じて外部支援の要請が行われる
- 避難所等の支援においては、行政との連携が重要となる

※JVOADは、内閣府防災と連携し、被災した地域の行政と中間支援組織の連携が図れるよう、サポートを行うとともに、外部支援団体との調整(繋ぎ役)を行います。



リエゾン／コーディネーター

- 現地の官民連携のサポート、現地の状況把握と情報発信、支援要請の要・不要の判断などのため
スキルをもったコーディネーターをリエゾンとして派遣することがある
(ただし、必要最小限の派遣とする)

※現地の支援関係者と調整のうえ、内閣府防災や全社協・支援P、JVOADなどとの連携のもとに派遣することを検討します。

6-1. 現地での支援を行う際の準備（支援を行う必要がある場合のみ）

現地の支援者などが、必要な支援を行う場合は、以下の装備や準備などの確認をお願いします

装 備

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| ☐ マスク | ☐ 石鹸 |
| ☐ フェイスシールド | ☐ 体温計 |
| ☐ 使い捨て手袋 | ☐ ビニール袋 |
| ☐ 消毒液 | |

などの必要な装備は、各自、各団体で必ず用意してください

医療機関の確認

中間支援組織等を通じて、県の医療調整本部から感染症対策や医療体制などの情報を確認すること

宿泊・移動手段

- 宿泊場所や執務スペースなど、固定の拠点を確保する
- 現地での公共交通機関の使用を可能な限り避ける
- レンタカーや自前の車を確保し、車の入れ替えなども必要最低限にする
- 他団体の提供する車両などへの同乗や、自組織の車両へ他組織のスタッフの同乗も必要最小限とする

支援活動従事の際のルール決め

団体でルール決めなど考えておいてください ※別紙チェックリスト参照

- 現地入り前は、在宅勤務の徹底など、可能な限り感染を防ぐ措置をとっている
- 固定の職員が現地入りし、不必要な移動は行わない
- 活動期間中は、体調管理（体温など）、面会者・訪問者などの行動履歴等の記録・報告を行う
- 感染した場合の連絡先や相談体制などを整え、手順書を用意しておく

- 組織内、家族等の連絡体制
- 専門家（医療、法律など）への相談体制
- 保険会社への連絡体制
- 現地（都道府県）の医療調整本部との連携体制
- 支援関係者への情報提供
- 広報・情報公開の手順
- 組織として活動継続／撤退の判断

- 帰任後は自宅待機などの措置をとる（外部支援者の場合）

※活動中に感染が確認された場合、医療調整本部や保健所に確認の上、プライバシーに配慮しながら、情報の開示（行動履歴、症状の変化、医療機関などとのやり取りなど）に努めること。また、感染の拡大を防ぐため、情報の開示先は、行政、社協、中間支援組織等ほか、活動に関係する機関などへの公表が重要になる。
風評被害に対応するためにも、情報の開示が大切になる。（風評被害を打ち消すためには、地元の関係者からの発信が重要になる）

6-2. 現地での支援を行う際の準備（支援を行う必要がある場合のみ）

ボランティア保険・国内旅行保険・労災保険について

● ボランティア保険

現状では、ボランティア活動中のボランティア自身が下記の特定感染症に罹患した場合に、以下が支払われます

- 1 葬祭費用（死亡の場合、300万円を限度とした実額）
- 2 後遺障害保険金
- 3 入院保険金（6,500円 / 日）
- 4 通院保険金（4,000円 / 日）

● これまで新型コロナウイルスによる肺炎は第1種～第3種特定感染症に該当しないため

ボランティア活動保険では補償対象外となっていました。5月1日に商品改定が認可され

指定感染症に認定された2020年2月1日に遡り適用され、ボランティア活動中に新型コロナウイルスに罹患して治療を受けた場合は、補償の対象となります

● なお、保険の対象とされた場合であっても、ボランティア活動中に感染したことを合理的に示す必要があるため、保険金の支払いにおいても証明が難しくなることが想定される

● 国内旅行保険・NPO活動保険：補償対象等について、それぞれの保険会社への確認が必要になります

● 労災保険：感染した場合、因果関係を示す必要があるとのこと ケースごとに対象になるか確認が必要になります

外部からの派遣の留意点

● 固定の職員が現地入りし、不要・不急な移動は行わない

● 現地入り前は、可能な限り感染を防ぐ措置をとる

● 帰任後は14日間の自宅待機などの措置をとる

● 外部支援者は被災地やその周辺地域での資機材や装備品などの調達をおこなわないこと

（現地の店舗での感染拡大の可能性を防ぐとともに、品薄な物について現地住民との競合を避けるため。ただし現地の経済状況の回復具合などを考慮し適宜検討する）

● 派遣の際は、感染症対策の研修を受講するなど必要な知識を習得しておく

7. 災害が発生した場合の相談

コロナウイルス影響下で大規模な自然災害が発生した場合には、下記の団体が情報を発信していきますので
WEBサイトなどをご確認ください

災害ボランティアセンターに関すること



全国社会福祉協議会
<https://www.saigaivc.com/>



支援P
<https://shienp.net/>

NPO等による被災者支援に関すること



JVOAD
<http://jvoad.jp/>

全社協、支援P、JVOAD は連携して取り組んでいます。詳細は、災害が発生した際にご案内致します。

スフィアハンドブック



https://jqan.info/sphere_handbook_2018/

p3 ※1

作成：特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）

「新型コロナウイルス影響下における災害対応検討会議」メンバー（五十音順）：

特定非営利活動法人 岡山 NPO センター

風組関東

特定非営利活動法人 くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）

災害 NGO 結

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

一般社団法人 情報支援レスキュー隊（ITDART）

震災がつなぐ全国ネットワーク

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉法人 中央共同募金会

チーム中越

東京災害ボランティアネットワーク

特定非営利活動法人 日本 NPO センター

日本生活協同組合連合会

公益社団法人 日本青年会議所

日本赤十字社

公益財団法人 日本 YMCA 同盟

一般社団法人 ビースポート災害支援センター

特定非営利活動法人 レスキューストックヤード

助言：内閣府（防災担当）

アドバイザー：阪本 真由美氏（兵庫県立大学大学院 教授）

編集：一般社団法人 FUKKO DESIGN

被災地で支援を行う場合のチェックリスト

(新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン 別紙チェックリスト)

カテゴリー	項目	チェック	備考
1. 職員の派遣前の状態			
	本人の同意はあるか	☐	
	家族の同意を確認したか	☐	
	本人の健康状態は問題ないか	☐	現在、熱があるか？数日以内に熱があったか？ 強いだるさがあるか？ 息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはあるか？ においや味を感じにくい？ その他、下痢など感染がうたわれる症状があるか？
	派遣前に在宅勤務など（不特定多数に接触していない状況）になっていたか	☐	派遣前の14日間
	感染症対策の研修を受けているか	☐	研修プログラムを調整中です
2. 装備			
	マスク（活動内容によりサージカル・N95規格などが必要になる場合も）	☐	支援期間中に必要な量を確保できているか ※派遣場所や業務内容によって、必要なものが変わる場合があるので、要確認
	フェイスシールド	☐	
	感染予防着（ガウン）	☐	
	消毒液	☐	
	石鹸	☐	
	体温計	☐	
	使い捨て手袋	☐	
	ビニール袋	☐	
3. 移動・宿泊・拠点			
	活動期間中、特定の車両の確保ができているか	☐	
	活動期間中、特定の宿の確保ができているか	☐	
	移動や宿泊のルールが組織で決められているか	☐	公共交通機関・車両の利用、固定の宿泊先の確保など
	執務スペースや拠点となる場所が確保されているか	☐	
4. 組織側の準備			
	体調管理、行動記録などの報告のルールが組織で決められているか	☐	報告のルール、体調不良の際の対処方法など
	労災保険に加入しているか	☐	
	傷害賠償保険に加入しているか（要確認）	☐	保険適用の確認
	職員が体調不良になった場合の対処方法が組織で決められているか	☐	
	職員が感染した場合（感染させた場合）の対処手順が組織で決められているか	☐	連絡体制、医療的措置、リスク管理など
	風評被害にあった場合等、専門家に相談できる体制ができているか	☐	弁護士などへの相談
	職員の入れ替えは最小限にとどめるような体制が組めるか（外部支援の場合）	☐	中長期の派遣を前提とする
5. 帰任時			
	自宅待機の措置の準備はできているか	☐	帰任から14日間
6. 支援			
	現地の中間支援組織との連絡はとれているか	☐	
	現地からの要請を受けているか	☐	

(参考) 避難所等における新型コロナウイルス関連の通知等

【災害対策本部関係】

○「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」

(令和2年4月27日付け消防災第79号、消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主幹部長宛て通知)

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf

【避難所運営全般】

○「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部(局)長・衛生主幹部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(令和2年4月7日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」

(令和2年5月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部(局)長・衛生主幹部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>

○「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」

(令和2年5月27日付け府政防第942号・消防災第88号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主幹部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/keihi.pdf>

○「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について」

（令和2年5月27日付け府政防第951号・消防災第96号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主幹部（局）長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/chihou_torikumi.pdf

【旅館・ホテルの活用関係】

- 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

（令和2年4月28日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

- 「「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について」

（令和2年5月27日付け府政防第1217号・消防災第97号・健感発0527第2号・観観産第75号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部（局）長・衛生主幹部（局）長・観光担当部（局）長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428_taiou.pdf

【研修所、宿泊施設等の活用関係】

- 「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」

（令和2年5月21日付け府政防第930号・消防災第86号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主幹部（局）長宛て通知）

<http://www.bousai.go.jp/pdf/syukuhaku.pdf>

【物資の備蓄関係】

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症対応物資等の備蓄状況調査について」

（令和2年5月27日付け府政防第936号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）発、各都道府県防災担当部局長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_bichiku.pdf

- 「物資調達・輸送調整等支援システム」への情報入力の促進及び今後の消防防災・震災対策現況調査の取扱いについて」

（令和2年5月27日付け府政防第949号・消防災第95号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当部局長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/logi_system.pdf

【罹災証明書交付関係】

- 「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」

（令和2年5月27日付け府政防第950号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）発、各都道府県担当部局長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/colona_risai.pdf

【応援職員派遣関係】

- 「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」

（令和2年5月22日付け総行派第20号、総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長発、各都道府県総務部長・各指定都市総務局長宛て通知）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000689055.pdf

【避難の理解力向上キャンペーン関係】

- 「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について」

（令和2年4月21日付け府政防第819号・消防災第72号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主幹部長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_campaign.pdf

- 「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について」

（令和2年5月28日付け府政防第1221号・消防災第98号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主幹部局長防災担当部（局）長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/elder_support.pdf

【濃厚接触者の定義】

- 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」

（国立感染症研究所感染症疫学センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>

【その他（チラシ等）】

- 「新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について」

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

事務連絡
令和2年6月8日

各都道府県〔防災担当主管部（局）長
災害ボランティア担当主管部（局）長〕殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）

**新型コロナウイルス感染が懸念される状況における
災害ボランティアセンターの設置・運営について（情報提供）**

平素より、防災行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における災害ボランティア活動については、「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について」（令和2年6月1日付け府政防第1231号）により、活動人員等に制約のある条件下で支援活動が効果的に行われるためには、行政、社会福祉協議会、NPO等の支援団体が一層の連携が必要であることから、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組んでいたところである。

このたび、社会福祉法人全国社会福祉協議会から『新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～』が示され、都道府県・指定都市の社会福祉協議会に周知されました。

この文書では、災害ボランティアセンターの設置・運営、ボランティアの募集・受け入れの基本的考え方等が示されているところ、貴都道府県及び管下の市区町村におかれては、上記の内容を十分にご承知いただくとともに、両部局が連携して上記通知の趣旨を踏まえて、災害ボランティアに係る関係主体の連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、以上については、貴都道府県より管下の市区町村に対しても周知をお願いします。市区町村への周知については、貴都道府県の防災担当部局から各市区町村の防災担当部局へ周知いただき、その後、市区町村内で災害ボランティア担当部局等に周知していただくなど、市区町村内の関係部局での情報共有・連携が図られるよう、お願いいたします。

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）付
諸留（もろとめ）・横田・江川
Tel：03-3502-6984(直通)
E-mail：norio.egawa.h6n@cao.go.jp

府政防第 1341 号
令和 2 年 7 月 9 日

各都道府県 $\left[\begin{array}{l} \text{防災担当主管部（局）長} \\ \text{災害ボランティア担当主管部（局）長} \end{array} \right]$ 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）

**効果的な災害ボランティア活動を行うための
地方公共団体と地域の社会福祉協議会との連携促進について**

平素より、防災行政の推進にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、被災地における災害ボランティア活動については、被災者支援が効果的に行われるため、行政、社会福祉協議会、NPO 等の支援団体が連携して、情報共有や活動調整、災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）の設置・運営などを行い、活動環境を整備していくことが重要です。

災害VCの設置・運営については、新型コロナウイルス感染症が懸念される中、社会福祉法人全国社会福祉協議会から『新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～』（以下「全社協VCの考え方」という。）が示されているところですが、本日、全社協VCの考え方が改訂され、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後における考え方が別添のとおり示されました。

この中では、これまでに引き続き、

- ・ 「災害発生時における最新の感染状況や医療提供体制の状況といった新型コロナウイルス感染情報」、「感染が発生した場合の行政、保健所、医療関係機関の支援体制等」の確保
- ・ 「ボランティアの募集にあたっては、本人の健康状態の告知、活動中のマスクの着用や活動後に発熱等があった場合の災害VCへの連絡など、参加の条件を予め周知・徹底するとともに、当日不特定多数が災害VCに訪れることのないように工夫すること」

等の重要性が示されるとともに、新たに、

- ・ 「ボランティアの募集や受け入れの範囲」については、「被災者のニーズや実際のボランティアの参加人数の動向等を踏まえ、その時の状況に応じて検討」されることに加え、「令和 2 年 6 月 19 日以降、都道府県間の全ての移動について自粛の要

請はされていない」という「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等」に示される外出の自粛等の考え方」のもと、「被災地域のニーズや災害VCの設置環境を的確に把握し、被災者等の意向や意見もふまえ、市区町村・都道府県行政とも協議した上で、決定する」こと等が示されています。

現在、令和2年7月3日から大雨により九州地方をはじめ被害が広範に生じており、被災者の生活等の再建に向け災害ボランティアの支援も重要となるところ、貴都道府県及び管下の市区町村においては、被災地となった場合には上記の全社協VCの考え方を踏まえ、地域の社会福祉協議会と十分に連携し、必要なボランティア人員を受け入れることによる被災地の早期復旧・復興、新型コロナウイルス感染症対策の徹底等に留意し、適切に対応していただくようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

以上については、貴都道府県より管下の市区町村に対しても周知をお願いします。

2020 年 7 月 9 日

**新型コロナウイルス感染が懸念される状況における
災害ボランティアセンターの設置・運営等について
～全社協VCの考え方～**

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ボランティア・市民活動振興センター

＜ポイント＞

- 社会福祉協議会は、新型コロナウイルスの影響下における災害VCの設置について、被災者ニーズに基づき、専門家等の意見を加え、行政と協議し判断する。
- 災害VCの設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら適切に運営するため、社会福祉協議会は、発災前に専門家等の意見を踏まえ市区町村行政と協議し必要事項を決定しておく。
- 緊急事態宣言下におけるボランティアの募集範囲は、顔の見える範囲から市区町村域を基本として、広くボランティアの参加を呼びかけることはしない。
- 緊急事態宣言解除後におけるボランティアの募集範囲の拡大は、政府の基本的対処方針の考え方のもと、被災地域の住民等の意見・意向等をふまえ、行政（都道府県含む）と協議し判断する。
- 災害ボランティア活動を実施するに際しては、感染拡大防止策を徹底する。

1 災害ボランティアセンター（災害VC）設置・運営

【新型コロナウイルス下での災害VCの設置・運営の判断】

- ボランティア活動は、本来、市民の自由な活動であり、自主的、自発的な活動である。このことは、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況下においても、十分に尊重されなければならない。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止が課題となっている状況下においては、行政の判断により行動制限が行われることもあり、災害ボランティアセンターの設置・運営や、災害ボランティア活動に一定の制限がかけられることもやむをえない。
- 一定規模の災害が発生し、被災者への支援が必要な事態が生じた場合、社会福祉協議会は、被災者ニーズに基づき、感染症予防の専門家等の意見を加え、新型コロナウイルスの感染拡大につながらない災害VCの設置・運営が可能

か、行政と協議し判断することが必要と考える。

- 新型コロナウイルスの影響下における災害 VC の設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら運営を適切に行うためには、発災前に専門家等の意見を踏まえ市区町村行政と協議し決定しておくことが求められる。その際、災害発生時における最新の感染状況や医療提供体制の状況といった新型コロナウイルス感染情報の提供、感染が発生した場合の行政、保健所、医療関係機関の支援体制等の確保が重要となる。

2 ボランティアの募集・受け入れの基本的考え方

- 大規模災害発生時、災害 VC は、被災地域内外から支援に訪れるボランティアを被災した人や地域につなぐことで被災した人の生活（回復）支援を行うものである。
- ボランティアの募集や受け入れの範囲については、これまでも、被災者のニーズや実際のボランティアの参加人数の動向等を踏まえ、その時の状況に応じて検討されてきたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止を踏まえた活動に当たっては、これらに加えて
 - ①被災地域にウイルスを持ち込む恐れ
 - ②被災地域からウイルスを持ち帰る恐れ
 - ③被災者やボランティア同士の接触により感染を広める恐れなどに配慮する必要がある。
- このため緊急事態宣言が発せられている期間は、国の移動制限をふまえ広域に大勢のボランティアに参加を呼びかけ受け入れる災害ボランティア活動は行わず、顔の見える近隣住民を中心に、中学校区、当該市区町村域、などの制限を設けて行う。
- 緊急事態宣言解除後においてボランティアの募集範囲を拡大する場合には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等 に示される外出の自粛等の考え方¹のもと、被災地域の住民のニーズや災害 VC の設置環境を的確に把握し、被災者等の意向や意見もふまえ、市区町村・都道府県行政とも協議した上で、決定する。
- 被災地以外の社協においては、被災地の支援を申し出たボランティアや NPO 等にも上記の状況等について情報発信し、理解を求める。
- 災害 VC の運営者については、市町村内で社協を中心としつつ、地元の NPO、学生、ボランティア団体、企業・団体などの協力により確保できるように、災害発生前に体制を整える。

¹ 令和 2 年 6 月 19 日以降、都道府県間の全ての移動について自粛の要請はなされていない。

- ボランティアの募集にあたっては、本人の健康状態の告知、活動中のマスクの着用や活動後に発熱等があった場合の災害 VC への連絡など、参加の条件を予め周知・徹底するとともに、当日不特定多数が災害 VC に訪れることがないように工夫することが重要である。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した災害ボランティアセンターの運営

【これまでの災害 VC の活動】

- 従来、災害 VC で行っている活動は、概ね下記の 11 項目である。
 - ① 住民等の被災状況の把握と共有
 - ② (ボランティアによる) 被災地支援活動の要否(災害 VC の設置の要否) 判断と活動期間の見立て
 - ③ ボランティアと行政・NPO との連絡・活動の連携・協働の調整
 - ④ 被災住民へのボランティア活動による支援情報の発信
 - ⑤ 被災住民の支援ニーズの把握
 - ⑥ 被災者支援を行うボランティア受付
 - ⑦ ボランティアによる支援のコーディネート
 - ⑧ 行政やNPOが行っている支援活動への仲介
 - ⑨ ボランティア活動に使用する資機材等の調達・貸し付け
 - ⑩ 復旧・復興期の生活支援(社協の事業として実施する活動と協働するボランティア活動のコーディネート)
 - ⑪ 活動に必要な資金等の調整
- 被災地域の住民から災害 VC に寄せられる支援ニーズには、ボランティアが対応するものだけでなく、行政や福祉関係者、福祉サービス事業者などが対応する内容のものも含まれる。社会福祉協議会としてそうしたニーズの仲介機能を果たすことは、新型コロナウイルス感染症下においても重要である。
- 上記の①・③・⑤・⑧・⑨は、ボランティアが直接関わらなくても、災害 VC の運営者、運営支援者により支援が実施できる内容であることから、被災市区町村、被災都道府県・指定都市社協を中心として災害 VC の名のもとで活動を実施することが可能である。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した運営】

- 大規模災害時、限られた数のボランティアによる支援活動に限界があることをふまえ、「生活空間の確保」「保健衛生上必要な環境整備」「食事の提供」など実施する活動の優先順位と範囲を定めて行う。
- ボランティアによる災害ボランティア活動を行う場合は、新型コロナウイルス

ス感染拡大防止に最大限配慮する。

- 当日、不特定多数が災害 VC に訪れることがないように事前登録制とする。
- 活動地域において新型コロナウイルスの感染が発生した場合に備え、ボランティアやスタッフの連絡先を確実に把握する。
- 受付時、ボランティア活動保険への加入の確認をするなど、感染症発生時の対応等を予め定めておく。
- 活動を実施するに際し、ボランティアの健康チェックだけでなく、支援先の住民の健康状態についても確認する。
- 運営においては、災害 VC のスタッフのマスクの着用、手指の消毒、毎日の検温、体調の報告の徹底をはかる。
- 災害 VC での人と人の接触時間を極力短くするため、事前研修やオリエンテーションは、事前の説明用紙の配付等により行う。説明動画を Web に掲載して行う方法も検討する。
- ボランティア受付やボランティア保険への加入についても人と人との接触を最小限とするため、全社協が昨年開発した QR コードによる受付システムや Web による保険加入システムを利用する。
- ICT を利用したニーズの受付、被災情報把握、ヒアリングなど被災者との接触を避ける運営を工夫するとともに、スタッフのミーティングについてもオンライン会議を行うなど接触を最小限とする工夫を行う。

(情報提供)

【ボランティア活動保険について】

新型コロナウイルスに関するボランティア活動保険による補償についての問い合わせが増えていることから、情報を提供する。

- ボランティア活動保険は、賠償責任保険をベースに開発された保険であり、特約事項として食中毒や指定感染症の一部を対象範囲として列挙し、補償している。

特定感染症（感染症予防法による分類）

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）、腸チフス、パラチフス

＜令和元年 10 月 1 日現在＞

- 現状では、ボランティア活動中のボランティア自身が上記の特定感染症に罹患した場合に、
 - ① 葬祭費用（死亡の場合、300 万円を限度とした実額）
 - ② 後遺障害保険金
 - ③ 入院保険金（6,500 円/日）
 - ④ 通院保険金（4,000 円/日）
- これまで新型コロナウイルスによる肺炎は第 1 種～第 3 種特定感染症に該当していなかったため、ボランティア活動保険では補償対象外となっていたが、5 月 1 日に保険の改定が認可された。これにより、ボランティア活動中に新型コロナウイルスに罹患して治療を受けた場合は、補償の対象となることとなった。（2020 年 2 月 1 日に遡り適用する。）
- なお、補償にあたっては、ボランティア活動中に感染したことが合理的に確認される必要があるため、必ず補償されるということにはならないことに注意する必要がある。